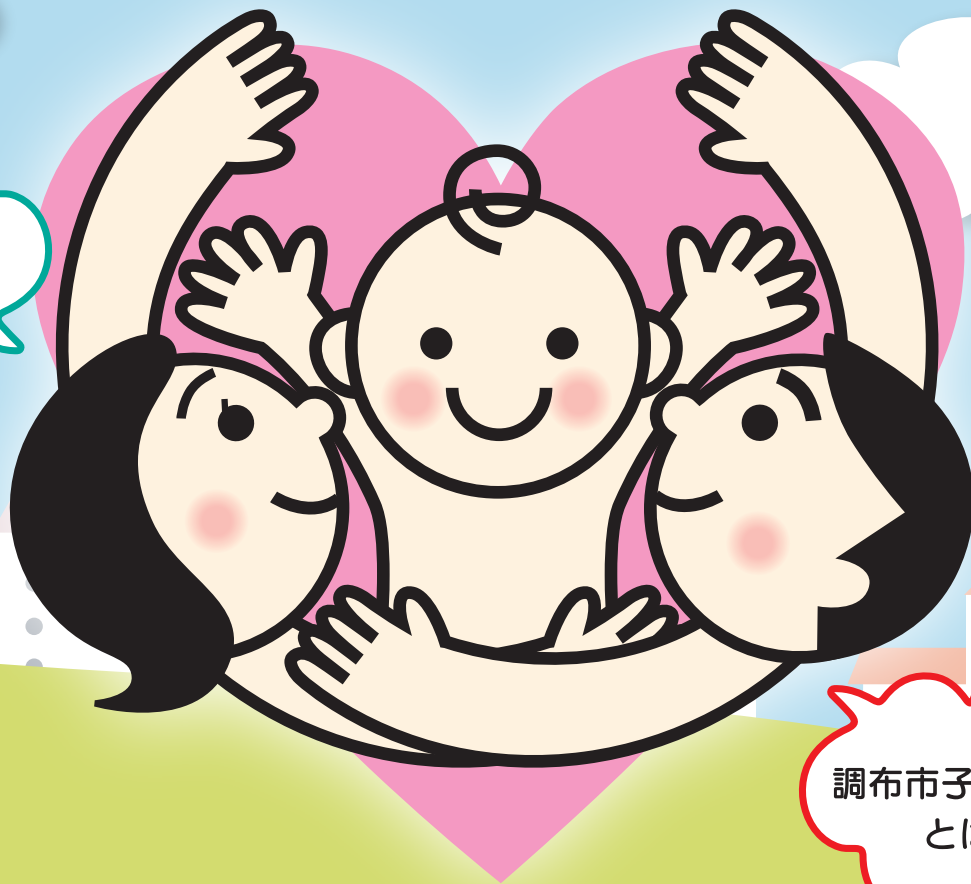


子どもの権利・調布市子ども条例
大人版

子どもの権利・ 調布市子ども条例を 紹介します

子どもの権利
とは？



調布市子ども条例
とは？

調布市子育て応援シンボルマーク

調布市では、「子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまち」の実現を目指して、「調布市子ども条例」を制定しています。

「子どもの権利」や「調布市子ども条例」について紹介していきます。

子どもたちが持っている 「子どもの権利」とは？

「権利」とは？

「権利」とは、わたしたちが生まれたときから、自由に考え、自由に行動し、幸せに生きるためにもっている大事なものです。また、一人ひとりの人間が、人間らしい生活をするための権利を「基本的人権」といい、日本国憲法で守られています。

「子どもの権利」とは？

「子どもの権利」とは、子どもが、幸せに生きられ、健やかに成長するために特に大事にする必要があるものです。
子どもも大人と同じ、一人の人間として、「権利」を持っています。
「子どもの権利」を世界で守るために、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」があります。

4つの「子どもの権利」(子どもの権利条約)

「子どもの権利」には様々な権利がありますが、条約に定められている権利は、大きく分けると下記の4つになります。

・生存(生きる権利)

病院に行き、医療を受けられるなど命が守られること、愛情をうけること、住む場所や食べ物があり生活ができることなど子どもが生きるために必要な権利

・発達(育つ権利)

勉強して学ぶこと、遊ぶこと、安心できる居場所があること、様々な体験することなど、子どもが元気に成長するために必要な権利

・保護(守られる権利)

いじめや差別、虐待、暴力といった苦しい・辛いことから自分を守り、守られる権利

・参加(参加する権利)

自分の意見や考えを自由に言うことができ、それが受け止め尊重してもらえ、社会に参加することができる権利



「子どもの権利条約」について詳しくはこちら
公益財団法人日本ユニセフ協会HP「子どもの権利条約」

普段の生活を思い浮かべて、 子どもの権利が守られているか考えてみましょう！

例えばこんなことはありませんか？

きょうだいと比較して嫌なことを言われた！お友達と比較して傷つくことを言われた！

友達と遊びたいのに遊ぶ時間がない！学びたいことがあるのに学校に行かせてもらえない！

すべての子どもが、学び、遊び健やかに育つ権利があります。子どもにとって最も良いことは何か考えていますか？

すべての子どもが人種や肌の色、性、言葉、文化、宗教、考え方、心身の障害、違いなどによって、どのような差別も受けない権利があります。一人ひとりの子どもの個性を尊重していますか？

「子どもの権利は
守られていますか？
一緒に考えて
みましょう！」

「子どもだから」と話や気持ちを聴いてもらえない！

できなかったことや失敗をいつまでも怒られたり、ばかにされたりした！叩かれるなど暴力をふるわれた！ご飯を食べさせてくれない！

すべての子どもが、暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、守られる権利があります。家庭が子どもにとって安心・安全な場所になっていますか？「しつけ」と称した体罰等をしていませんか？

すべての子どもが、地域社会の一員として自由に自分の意見を表す権利があります。また、その意見を尊重することも大切です。「子どもだから」と決めつけず、子どもの気持ちや思い、意見を聴き、尊重していますか？

その他にも身の回りの生活の中にはどんな権利があるのか考えてみましょう！

「子どもの権利」はどうやって守られる？



子どもの権利が
どんなものかイメージ
できましたか？

では、子どもの
権利ってどうやって
守られるの？



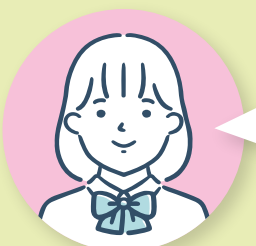
子どもの権利を守るために、大人の方にも
知っておいてほしいことがあります。

お互いの権利を守るためには・・・

1. すべての子どもに「子どもの権利」があるから、子どもを一人の人間として認め、「権利」を守る必要があります。例えば、子どもの気持ちや意見を聴かず、大人の考えだけで行動すると、「子どもの権利」を奪ってしまうことがあります。
2. 自分の子どもの権利を大切にするのはもちろん、他の家庭の子どもの権利も大切にしましょう。
3. 権利について大人も子どもも守れるように、まずは大人がしっかり理解しましょう。

子どもにとって最も良いことを考える・・・

大人が子どもの将来のことも含めて、子どもにとって、最も良いことは何かを考えると、大人だけで決めるのではなく、子ども自身の意見を聴くことが大切です。
そのためには、子どもの気持ちや思い、意見を聴き、尊重することが大切です。



子どもの権利を守るためにどのようなことに気をつけますか？
考えてみましょう！

子どもの権利を守るために大人と子どもがお互いにできることは
どんなことでしょうか？
子どもと一緒に考えてみましょう！

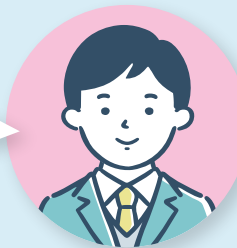


「調布市子ども条例」とは？



「条例」って
なに？

「条例」は、調布に住む人々が安心して暮らすために、調布市で決めたルール（決まりごと）のことです。



「調布市子ども条例」
ってなに？

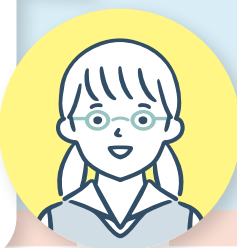
調布の子どもと子育て家庭のために、調布市で決めたルール（決まりごと）のことです。



なんのために
つくったの？

子どもが夢を持ちながら、いきいきと育ち、自立することができるまちづくりを進め、子どもが健やかに育つことを目的としてつくられました。

また、目的の実現に向けて、家庭、学校等、地域、事業主、市といった大人の役割を決めています。（第1条 目的）



条例の中で
大切にしている思いは？

条例の中で、子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」とし、日本国憲法、世界人権宣言、子どもの権利条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重するとしています。

また、「子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまち」の実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主、市は協働して取り組んでいくとしています。（前文、第3条 基本理念）



「調布市子ども条例」には どんなルールが書いてあるのかな？



クイズ1～6の「●●」に当てはまる答えを
子どもと一緒に考えてみましょう！

クイズ1

Q 子どもは調布の「①●●」、未来への「②●●」として大切にされます。
家庭、学校等、地域、事業主、市で協働して、子どもが夢を持って、健やかに育ち、
安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指します。(前文)

A ☐①宝②希望 ☐①夢②架け橋 ☐①夢②宝



クイズ2

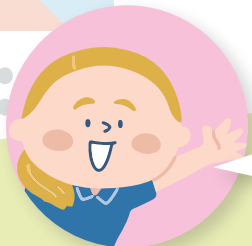
Q 「子ども」とは？
条例の中で「子ども」とは、調布で生活をしたり、学校に通ったりしている
「●●」歳未満の人のことをいいます。(第2条)

A ☐16 ☐18 ☐20

クイズ3

Q 大人と子どもは、日本国憲法が保障する「●●●●●」の尊重に努めます。また、子ど
もと子育て家庭の健康の保持増進を図ることができるように、健康診断や健康教育な
どの母子保健施策を推進します。②「●●●●」や差別をしてはいけません。自分を大切に
するのはもちろん、他の人のことも大切にしましょう。(第4条・第5条・第7条)

A ☐①基本的人権②いじめ ☐①身体的自由②ケンカ ☐①学問の自由②いじめ



クイズ4

Q 子どもに対する「●●」の予防や早期発見、「●●」を受けている子どもの支
援、ひとり親家庭や発達の違いや障害のある子どもへの支援に努めます。
また、地域全体で協力して、子どもが安心して遊び、学ぶことができ
る環境をつくれます。(第6条・第11条)

A ☐病気 ☐虐待 ☐犯罪

クイズ5

Q 子どもが犯罪や交通事故等に遭うことを防止し、①「●●」・②「●●」に生活す
ることができるまちづくりを進めます。また、関係機関や市民団体等と連携を
図り、子どもや子育てに関する相談体制の充実を図ります。(第7条、第8条、第10条)

A ☐①安全・②安心 ☐①安全・②健康 ☐①安心・②健康



クイズ6

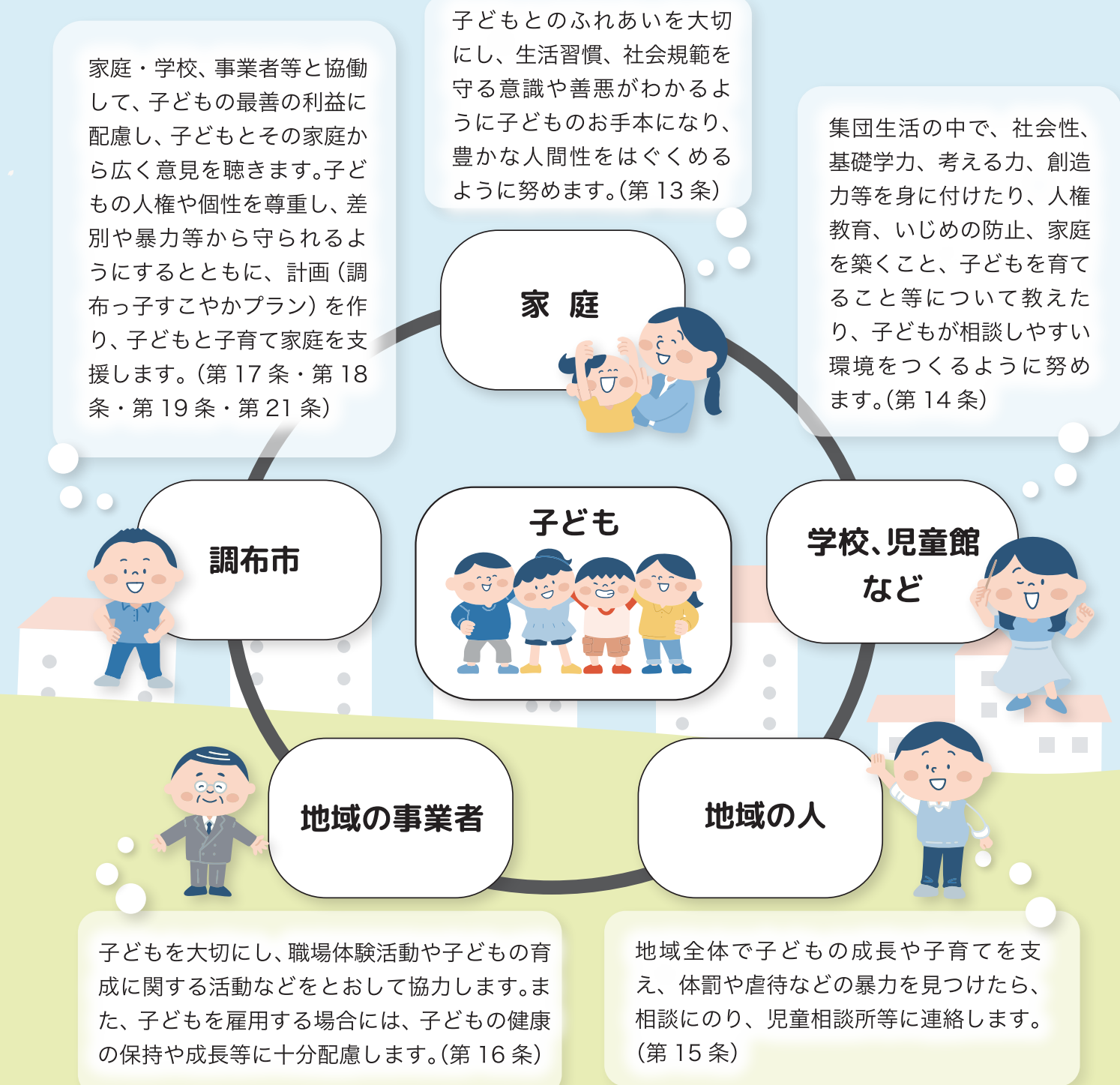
Q 子どもを育てる家庭が仕事と子育てを両立できるような支援や多様な保育
サービスを提供し、子育てしやすい環境づくりを進めます。また、子どもの
「●●」がまちづくりに反映されるように努めます。(第9条、第12条)

A ☐元気 ☐成長 ☐意見



「調布市子ども条例」を守るために、大人の役割を決めています！

子どもと子育て家庭を支えるために協力する大人たち（協働の取組）



「調布市子ども条例」について詳しくはこちら



意見	①安心 ②安全	虐待	①基本的人権 ②いじめ	18	①宝 ②希望
クイズ6	クイズ5	クイズ4	クイズ3	クイズ2	クイズ1

タマシヤ

まとめ



子どもにとって、最も良いことは何かを
考えるときは、大人だけで決めるのでは
なく、子ども自身の気持ちや思い、意見を
聴くことが大切です。
子どもの気持ちや思い、意見を聴き、尊重
していきましょう。

「調布市子ども条例」では、子どもは
調布の「宝」、「未来への希望」である
と掲げています。

また、子どもが健やかに育ち、安心して
子どもを産み、育てることができ
るように、家庭、学校等、地域、事業
主、調布市といった大人の役割を意
識して、地域全体で協力して、調布の
子どもたちの成長を支えていきま
しょう。



相談できる場所

お子さんのこと、子育ての不安や悩みがあるときは一人で悩まずに相談することができます。
調布市では各種相談できる場所があります。

- ・ 子ども家庭支援センターすこやかなの各種相談 ☎ 042-481-7733
- ・ 保育園での育児相談 ☎ 右記 QR コードから
- ・ 児童館「子育てひろば」での相談 ☎ 右記 QR コードから
- ・ 教育相談所 ☎ 042-481-7633・7634
- ・ ひとり親家庭の生活上の相談 ☎ 042-481-7095
- ・ 非行・いじめ相談 ☎ 右記 QR コードから

保育園での
育児相談



児童館「子育てひろば」
での相談



非行・いじめ相談



このリーフレットがもっと良くなるようなアイデアや意見があれば QR コードを読み込んで
意見フォームからお願いします。

意見フォーム

